

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例及び施行規則 新旧対照表

(1) 処理を委託する場合における確認等 (条例第7条)

	新	旧
条例	<p>第七条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「<u>県内産業廃棄物</u>」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。</p> <p>2 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、<u>規則で定めるところにより</u>、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。</p> <p>3 <u>知事は、事業者が前二項の確認をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらの規定による確認をすべきことを勧告することができる。</u></p> <p>4 <u>知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</u></p> <p>5 <u>知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>6 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、当該県内産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第七条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「<u>県内産業廃棄物</u>」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。</p> <p>2 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。</p> <p>3 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、当該県内産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。</p>
規則	<p>第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を<u>適正</u>に行うために必要な施設を有することについて当該委託をしようとする事業者が、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。</p> <p>一 <u>当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況</u></p> <p>二 <u>当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況</u></p> <p>2 条例第七条第二項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物処理業者が、当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を<u>適正</u>に行っていることについて、当該委託の期間が一年以上（その期間の更新により一年以上となる場合を含む。）にわたる場合に、当該委託をした事業者が、一年に一回以上、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。</p> <p>一 <u>当該委託に係る運搬又は処分が行われている施設の状況</u></p> <p>二 <u>当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況</u></p> <p>3 前二項の確認は、これらの項に規定する産業廃棄物処理業者（第二号ハにおいて「<u>受託者</u>」という。）が<u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社又は優良産業廃棄物処理業者（令第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者をいう。）である場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>前二項に規定する事業者（次号および次項において「<u>委託者</u>」という。）自らが実地に調査する方法</u></p> <p>二 <u>委託者が次に掲げる者に実地に調査をさせ、その者から当該調査の結果についての報告を受ける方法</u></p> <p>イ <u>委託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第五条第一項第一号に規定する財務諸表提出会社である場合における同令第八条第八項に規定する関係会社</u></p> <p>ロ <u>委託者が直接又は間接の構成員となっている同業者団体（委託者と同種の事業又は業務に従事</u></p>	<p>第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、<u>当該県内産業廃棄物の運搬又は処分を委託する産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を<u>的確</u>に行うために必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に調査することにより行わなければならない。</u></p>

<p><u>する事業者を構成員とする法人をいう。)</u> <u>ハ 産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められる者として知事が定めるもの(受託者を除く。)</u> 4 <u>委託者は、次に掲げる事項を記録した書類を、その事務所に備え置き、これを当該記録をした日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。</u> <u>一 第一項又は第二項の確認をした第一項各号又は第二項各号に掲げる事項</u> <u>二 第一項又は第二項の確認を前項第一号に掲げる方法により行った場合にあっては、実地に調査をした年月日及び実地に調査をした者の氏名</u> <u>三 第一項又は第二項の確認を前項第二号に掲げる方法により行った場合にあっては、委託者が実地に調査をさせた者の名称又は氏名及び報告を受けた年月日</u></p>	<p>2 <u>事業者は、条例第七条第一項の規定により確認した事項を記録した書類を、その事務所に備え置き、その備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。</u></p>
--	--

(2) 県外産業廃棄物の搬入の届出等 (条例第8条)

	新	旧
<p>条例 第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物(法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「<u>県外産業廃棄物</u>」という。)を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る県外産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした事業者に対し、当該県外産業廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 4 <u>前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。</u></p>	<p>第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物(法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「<u>県外産業廃棄物</u>」という。)を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る県外産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした事業者に対し、当該県外産業廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 4 <u>知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</u> 5 <u>知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	

(3) 公表 (条例第25条)

	新	旧
<p>条例 第二十五条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理により著しく県民の生活環境の保全上の支障を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその産業廃棄物の不適正な処理の状況を公表することができる。 2 <u>第七条第五項</u>の規定は、前項の規定によりする公表について準用する。</p>	<p>第二十五条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理により著しく県民の生活環境の保全上の支障を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその産業廃棄物の不適正な処理の状況を公表することができる。 2 <u>第八条第五項</u>の規定は、前項の規定によりする公表について準用する。</p>	

(4) 公表の方法 (規則第7条)

	新	旧
<p>規則 第七条 <u>条例第七条第四項(条例第八条第四項において準用する場合を含む。)</u>の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。</p>	<p>第七条 <u>条例第八条第四項</u>の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。</p>	